

本別町起業家等支援要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本別町起業家等支援要綱（平成24年本別町要綱第1号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、要綱の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(奨励金対象者)

第2条 奨励金の交付を受けることができる者は、事業計画の認定を受けた者（以下「事業者」という。）とする。

(奨励金の対象経費)

第3条 要綱第5条に規定する対象経費は、原則として町内事業者等に支払われるもので別表に掲げる経費とする。

(事業計画書の提出)

第4条 要綱第7条に規定する事業計画書(別記様式第1号)は、次の関係書類を添えて、本別町商工会を経て町長に提出しなければならない。

- (1) 対象経費の見積書
- (2) 貸借対照表、試算表、決算書及びこれに類するもの
- (3) 事務所及び事業所配置図
- (4) 市町村長が発行する納税証明書
- (5) その他参考となるもの

2 町長は、前項の事業計画書の提出があったときは、必要に応じて、提出者を招請し意見を徴することができる。

(事業計画審査委員会)

第5条 町長は、起業家等から提出された事業計画認定の可否にあたり事業計画審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、意見を徴するものとする。

2 審査委員会は、副町長、関係課長、商工会、本別金融協会、税理士により組織し、委員長は副町長があたる。

3 審査委員会は、委員長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。

4 審査委員会の事務は、企画振興課があたる。

(事業計画等の可否通知)

第6条 町長は、要綱第8条に規定する認定の可否については、事業計画認定（不認定）書（別記様式第2号）により事業計画の提出者に通知するものとする。

(奨励金の交付申請)

第7条 要綱第9条に規定する奨励金の交付申請は、奨励金交付申請書(別記様式第3号)に次の関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事務所及び事業所が賃貸借の場合は賃貸契約書の写し
- (2) 対象経費の領収書
- (3) その他町長が必要と認めたもの

(奨励金の交付決定)

第8条 町長は、前条の奨励金の交付申請があったときは、当該事業に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請の内容を調査し、奨励金を交付すべきものと認めたときは、速やかに奨励金の交付を決定し、奨励金交付決定通知書（別記様式第4号）により事業者に通知するものとする。

(奨励金の取下げ)

第9条 奨励金の交付申請をした事業者は、前条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る奨励金の交付の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受理した日から14日以内に申請の取下げをすることができる。

(概算払い)

第10条 奨励金は、第8条の規定による奨励金の額の確定後において交付するものとする。ただし、町長は、事業の遂行上必要と認めたときは、10分の8以内を限度とし概算払いをすることができる。

(事業の廃止等)

第11条 事業者は、事業を休止し又は廃止しようとするときは、町長に申出をし、その承認を受けなければならない。

(成果の発表)

第12条 町長は、本別町における起業を促進するため、必要に応じて、補助事業者に成果の発表を行わせることができる。

(委任)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

経費区分	内 容
謝金	・指導者謝金・講師謝金・デザイナー等謝金
旅費	・研修旅費・調査等旅費・指導者、講師招へい旅費
労務費	・賃金（最長6ヶ月） ※事業に要する経費の2分の1以内を限度とする。
消耗品費	・試作品原材料費 ・事務用品費、印刷製本費、資料購入費
役務費	・通信運搬費、保険料、広告料等の役務費
委託費	・外注加工等に要する経費 ・商品等デザイン委託費 ・事務所及び事業所改修設計委託費 ・プランニング、マーケティング調査及びプロモーションその他外部委託に要する経費（事業に要する経費の2分の1以内を限度とする。）
賃借料	・使用料、賃借料（最長6ヶ月）
設備費	・備品及び設備購入費（設置費用を含む。） ・施設改修費（事業の用に供する部分のみ） ・車両購入費
諸費	・その他町長が必要かつ適当と認める経費

特記事項

- 1 第3条の規定により、特殊事情による調達以外で町内事業者以外から調達した経費については、対象経費として認めない。
- 2 上記経費に関し、食糧費及び一般生活利便費用等、個人消費的な経費は除く。
- 3 詳細については、「本別町起業家等支援要綱・要領・特記取扱い資料」によるものとする。